


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則		
	部課機関	総務部職員課		
1 要旨				
<p>災害弔慰金の支給等に関する法律、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、償還金の支払猶予等に関する規定の準拠について見直しが必要であること、また、支給に関して死亡判定が困難である場合に判定を行う支給審査委員会の設置を市の規定で行なえることとなったことから、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金についての準拠条項の整理を行う。(第16条第3項)</li> <li>② 支給に関する事項を調査審議するための支給審査委員会を設置する。(第17条)</li> <li>③ その他所要を整理する。(目次、第18条)</li> </ul> <p>2 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>3 影響及び効果 条例改正により、支給に関する事務を適切に行い、被災者支援の充実強化に資することができる。</p>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過) 文書課審査済み				
3. 留意事項 (問題点等) 特になし				
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、令和2年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。